

働き方改革・生産性向上 推進運動だより

平成31年4月から、働き方が変わります！

働き方が変わります！

働き方改革関連法が平成31年4月から順次施行され、年次有給休暇の付与義務や、時間外労働の上限規制の導入など、中小企業にも働き方に関する新たな制度への対応が求められます。働き方改革の実現には、生産性の向上が必要ですが、しかしながら、沖縄県の労働生産性は全産業計で全国最下位となっており（「平成28年経済センサス活動調査・事業所等に関する集計」、全国平均の約7割程度の水準です。そのため沖縄総合事務局では、「働き方改革・生産性向上推進運動」を通じて、沖縄県内の中小企業・小規模事業者の、働き方改革・生産性向上の取り組みを支援しております。

沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会の開催



第1回沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会

平成30年12月25日（火）に、第一回沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会が那覇第二地方合同庁舎一号館で開催されました。能登 靖 沖縄総合事務局長が出席し、働き方改革・生産性向上推進運動を、協議会として展開していくことを報告しました。協議会では、政労使22機関による働き方改革・生産性向上に向けた共同宣言を採択しました。

活用しよう！施策ガイドブック

「人材の定着のため、働き方改革に取り組みたいが、どう進めればよいかわからない」「業務を効率化し生産性向上を図りたい」。そんな沖縄県内の中小企業・小規模事業者のために、働き方改革・生産性向上のための国や沖縄県、支援機関の施策を一冊にまとめた「働き方改革・生産性向上のための施策ガイドブック」を発行しています。

「沖縄県働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法や賃金規定の見直しなど、無料で相談や派遣を受けることができます。また、老朽化した設備を更新し省力化を図る際、設備取得に係る税負担を軽減することができます。



働き方改革・生産性向上のための
施策ガイドブック

詳しくはこちら↓

■問い合わせ先
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
☎098-866-1175
鶴見、宮里



【お知らせ】沖縄県の最低賃金について
沖縄県地域別最低賃金が、平成30年10月3日から時間額762円に改正されました

チェックしなくちゃ。最低賃金

今年も変わります！

沖縄県 最低賃金

平成30年
10月3日から
(時間額) **762**円 **25円UP**

詳しくはこちら↓